

## キャリア形成促進助成金（一般型訓練・政策課題対応型訓練）訓練実施計画届

届出日 平成 26年9月18日

東京 労働局長 殿

事 業 主 所在地  
名 称  
代表者役職名  
氏 名

〒 ○○○-○○○○  
東京都千代田区霞が関○-○-○  
株式会社 △△  
代表取締役  
佐藤 ○○

印

代理 人 所在地  
名 称  
氏 名

〒

印

(提出代行者・  
事務代理人)  
社会保険労務士 所在地  
名 称  
氏 名

印

訓練の実施につき、年間職業能力開発計画等を添付のうえ、次のとおり届けます。

1 事業所の名称	株式会社 △△			
2 事業所の所在地	( 〒 ○○○-○○○○ ) 東京都千代田区霞が関○-○-○ 電話番号 03 - ○○○○ - ○○○○			
3 雇用保険適用事業所番号	○○○○ - ○○○○○○ - ○			
4 労働保険番号	○○○○○ - ○○○○○○ - ○○○			
5 企業の主たる事業 イ. 小売業（飲食店を含む）	6 具体的事業内容	家具製品の製造		
ロ. サービス業	7 企業の資本の額 又は出資の総額	1500	万円	
ハ. 卸売業				
二. その他 ( 製造業 )	8 企業全体の常時雇用する労働者数	150	人	9 企業規模 (大企業・中小企業) 中小企業
10 職業能力開発推進者名	役職	人事課長	氏名	渡辺 ○○
11 年間職業能力開発計画期間	平成 26年 10月 1日 から 平成 27年 9月 30日 まで			
12 事業内職業能力開発計画の策定の有無	有・無のいずれかに○を付けてください。有に○を付ける場合には、以下の該当項目が策定されている場合には○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <事業内職業能力開発計画に、以下の項目の記載がある> <input checked="" type="checkbox"/> 経営理念・経営方針に基づく人材育成の基本方針・目標 <input checked="" type="checkbox"/> 昇進昇格、人事考課等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 職務に必要な職業能力に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 教育訓練体系（図、表など）			
13 事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画の周知確認欄	事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画が従業員に周知されていることを労働者を代表して証明します。 労働者代表 氏名 吉田 ○○ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>			
14 届出に関する担当者 (代理人等の場合は代理人等)	所 属	総務部総務課	電話番号	03 - ○○○○ - ○○○○
	氏 名	佐々木 ○○	F a x	03 - ○○○○ - ○○○○
			E-MAIL	△△ @ ○○.co.jp
15 東日本大震災復興対策による特例措置利用の有無	有 ( 被災地 ) • <input checked="" type="checkbox"/> 無			

記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

※労働局処理欄には記入しないでください。

ホームページから様式をダウンロードするときは、  
必ず裏面も印刷した上で使用してください。

※労働局処理欄

受付印
受付番号

様式1号〔キャリア形成促進助成金（一般型訓練・政策課題対応型訓練）訓練実施計画届〕（裏面1）

提出上の注意

この届出は、原則、訓練等の実施等の1か月前を目処に、次の書類を添えて届出事業主の事務所の所在地を管轄する労働局に提出してください。  
なお、届出提出時点において受講者名が未定等のため当該添付書類の提出が困難な場合には、訓練開始前までに当該添付書類を提出してください。  
また、中長期的キャリア形成コースのうち平成26年10月に開講される専門実践教育訓練に係る訓練実施計画届の提出期間は、当該訓練の訓練開始前までに提出してください。

- 1 企業の資本の額又は出資の総額及び企業全体の常時雇用する労働者数が分かる書類（登記簿謄本（写）、会社案内・パンフレット等）
- 2 年間職業能力開発計画（様式3-1号）
- 3 訓練別の対象者一覧（様式3-2号）  
中長期的キャリア形成コースの場合は、訓練別の対象者一覧（中長期的キャリア形成コース）（様式3-3号）を提出してください。
- 4 OFF-JTの実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したもの等）や訓練カリキュラム等）
- 5 事業内訓練を実施する場合は次の書類  
職業訓練の指導員が、当該職業訓練の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者若しくは1級の技能検定に合格した者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者と認められる者であることを確認するための書類
  - a 職業訓練指導員免許証（写）又は1級の技能検定合格証書（写）若しくは能力を示す書類（写）（職務経歴書等）
  - b 講師の略歴書等（写）（aで確認できないとき）
- 6 政策課題対応型訓練については、次の書類
  - ① 若年人材育成コース
    - ア 若年人材育成コース実施計画書（様式4-1号）
    - イ 雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満であることが分かる書類（雇用契約書、労働条件通知書等）
  - ② 成長分野等人材育成コース
    - ア 成長分野等人材育成コース実施計画書（様式4-2号）
    - イ 成長分野等の業種に属すること又は成長分野等以外の業種に属する事業主で成長分野等の事業を実施しているか、あるいは、実施することを予定していることを証明する書類（定款、登記事項証明書、会社案内等（なお、実施予定の場合には実施予定であることが分かる事業計画書等））
  - ③ グローバル人材育成コース
    - ア グローバル人材育成コース実施計画書（様式4-3号）
    - イ 海外関連の業務を行っていること又は今後行うことを計画していることを証明する書類（海外に拠点等を設けていることが分かる書類、海外企業との取引が分かる書類、海外関連の業務等を行っていることについて公的機関等が証明した書類等（なお、実施を計画している場合には計画であることが分かる事業計画書等））
    - ウ 海外関連の業務を行っていること又は行うことを計画していることに際して事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行わない旨の誓約書（様式9号）
  - ④ 熟練技能育成・承継コース  
熟練技能育成・承継コース実施計画書（様式4-4号）
  - ⑤ 認定実習併用職業訓練コース  
厚生労働省から交付された実施計画認定通知書（写）
  - ⑥ 自発的職業能力開発コース
    - ア 自発的職業能力開発経費負担制度及び職業能力開発休暇制度を定めていることを確認するための書類（各制度が定められた労働協約、就業規則）（写）
    - イ キャリア形成促進助成金に係る自発的職業能力開発に関する申立書（様式11-1号）
  - ⑦ 育休中・復職後等能力アップコース
    - ア 育休中・復職後等能力アップコース実施計画書（様式4-5号）
    - イ 育児休業中の訓練等の場合は、次の書類
      - a 育児休業を取得していることが分かる書類（育児休業申出書等）
      - b 育児休業期間中に自発的に訓練を実施する旨の申出書（様式11-2号）
    - ウ 復職後の能力アップのための訓練等の場合は、次の書類
      - a 3か月以上の育児休業を取得したことが分かる書類（育児有業申出書等）
      - b 職場復帰した日が分かる書類（出勤簿、タイムカード等）
    - エ 妊娠・出産・育児により離職していた者の再就職後の能力アップのための訓練等の場合は、次の書類
      - a 妊娠・出産・育児により離職したことが分かる書類（前職が分かる書類等）
      - b 子が小学校就学の始期に達するまでであることが分かる書類（母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分等）
      - c 再就職日が分かる書類（労働条件通知書等）
  - 7 労働局長が求める書類

記入上の注意

- 1 各欄ともこの訓練実施計画の届出における現況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。

様式1号〔キャリア形成促進助成金（一般型訓練・政策課題対応型訓練）訓練実施計画届〕（裏面2）

記入上の注意

3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に記名押印又は自署による署名を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。

また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士」欄に申請者の記名押印をするとともに、「事業主」の欄は事業主の記名押印又は署名を行ってください。

4 5欄は、「小売業（飲食店を含む）」、「サービス業」、「卸売業」、「その他」のうち該当する業種の欄に「○」を付け、「その他」の場合は（ ）内に具体的な業種を記入してください（事業の区分は、日本標準産業分類（総務省編）に基づきます。）

5 6、7欄は、企業の具体的事業内容、企業の資本金又は出資の総額をそれぞれ記入してください。

6 8欄は、この届出を提出する企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは

2か月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。

7 9欄「企業規模」において、下表「5欄の企業の主たる事業」の区分ごとに、7欄の「企業の資本の額又は出資の総額」又は8欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」のどちらか一方に該当する事業主は、「中小企業事業主」となります。

5欄の「具体的事業内容」	7欄の「企業の資本の額又は出資の総額」	8欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」
イ. 小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
ロ. サービス業	5,000万円以下	100人以下
ハ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ニ. その他	3億円以下	300人以下

また、中小企業労働力確保法に基づく都道府県知事の改善計画の認定を受けた中小企業者については、上の表の区分に該当しない場合であっても中小企業労働力確保法で規定する中小企業者の範囲を満たす場合には中小企業事業主の要件を満たすものとして取扱うこととします（この場合は都道府県知事より改善計画の認定を受けた通知書を提出してください）。

なお、上記取扱いについては、平成26年9月30日をもって廃止されます。ただし、訓練実施計画届の届出日が廃止日前であるものについては、従前のとおり取扱うこととします。

主たる事業	イ 企業の資本の額または出資の総額	ロ 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種（ソフトウェア業又は情報サービス業を含む。）	3億円以下	300人以下

8 10欄は、事業所で選任している職業能力開発推進者について記入してください。

9 11欄は、今回届出する1年間の年間職業能力開発計画期間を記入してください。

10 12欄は、事業内計画の策定の有無のうち、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、「経営理念・経営方針に基づく人材育成の基本方針・目標」、「昇進昇格、人事考課等に関する事項」、「職務に必要な職業能力に関する事項」、「教育訓練体系（図、表など）」に記載がある場合には、当該項目に○をつけてください。

11 13欄は、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合を代表する者、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者が、事業内計画等が周知されていることを確認し、確認印を押印してください。

なお、確認印が押印されていないものは、支給要件に該当しないものとなります。

12 14欄は、本助成金の届出に関して、労働局との質疑応答が可能な方（代理人等の場合は代理人等）を記入してください。

13 15欄は、東日本大震災復興対策による特例措置について、該当箇所に「○」を付けてください。

（年間職業能力開発計画に対象のコースを組み入れている場合に「有」としてください。）

その他

1 1コースの助成対象訓練時間数が20時間以上（ただし、グローバル人材育成コースのうち、海外の大学院、大学、教育訓練施設等で訓練等を実施する場合は30時間以上）であることが必要です。

2 同一労働者が受講できる受講回数は、1年度当たり3コースまでです。

3 訓練実施計画届の提出後に、新たな訓練実施計画を追加することとなった場合は訓練開始前まで、既に届け出ている訓練実施計画について訓練内容や総訓練時間数、受講者数（受講者名を含む）、OFF-JTに係る実施日などの変更が生じる場合には、変更が生じた日から訓練開始後7日以内まで（ただし、訓練が訓練開始後7日以内に終了する場合には当該訓練終了日まで）に訓練実施計画変更届に新たな年間計画を添えて提出してください。

なお、変更届を提出せずに訓練等を実施した場合は助成の対象となりません。

4 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。  
なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は助成対象となります。

5 都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。

6 団体等実施型の実施計画書を提出している団体等が実施する訓練等の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。